

## 第 1 2 章 造成団地の取扱い

宅地造成工事で開発地等に給水装置を設置するときは次による。

### 1. 調査

調査は開発団地内工事の基礎となるので十分調査すること。

#### (1) 事前調査

工事の申込を受けたときは、現場の実状を確実に把握するため次の事項について調査すること。

ア. 開発団地が都市計画法第 32 条の許可を受けている場合は許可条件のとおりとし、申請時に水道に関する協議内容の写しを添付すること。

イ. 配水管布設図により開発団地へ分岐するための、配水管の布設状況（布設位置、土被り等）や管種及び口径などを十分調査し給水主管の管種・口径を決めること。

#### (2) 現場調査

現場においては、次項について調査すること。

ア. 配水管水圧及び開発団地の標高

イ. 配水管布設位置

ウ. 給水主管の布設位置及び各戸分岐管の取り出し位置

### 2. 設計

開発団地の給水工事（給水主管及び分岐管）の設計は次の事項に注意し設計すること。

(1) 開発団地内の給水主管布設平面図は原則として 1/500 以上の図面とし、位置図は 1/2, 500 の図面とする。

(2) 配管材料の数量は 0.5m 単位で計上すること。なお、異形管長は布設延長に含まないものとする。

(3) ビニル管の使用は、原則として  $\phi 100\text{mm}$  以下については耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用し、 $\phi 150\text{mm}$  以上についてはダクタイル鋳鉄管（第 1 種管）とする。

(4) ビニル管使用の場合  $\phi 50\sim 100\text{mm}$  直管は原則として R R 継手を使用すること。

(5) 明示シートは道路部分に布設するすべての管に設置する。

(6) ビニル管用異形管の内、曲管、丁字管、フランジ短管等は V P 用メカ型異形管を使用すること。

(7) 鋼管の地中埋設部分は原則として防食テープを取付ける事。

(8) 管の接合部においてボルト等の腐食のおそれがある箇所は防食ポリスリーブを取付けること。（離脱防止金具等の取付箇所は 1 廻り上の口径のものを使用する。）

(9) 分岐管（各戸の取出管）は原則として  $\phi 20\text{mm}$  以上とする。

(10) 給水主管から分岐する場合、 $\phi 40\text{mm}$  以上の管からの分岐はボール式サドル付分水栓とする。

(11) 鋳鉄管からの分岐でサドル付分水栓にて分岐する場合はせん孔部に必ずメタルスリーブを取付けること。

(12) 給水主管の土被りは、舗装の厚さに 0.3m を加えた値（当該値が 0.6m に満たない場合は 0.6m）以下としないこと。

(13) 将来、水道課へ寄付する予定の管については、 $\phi 50\text{mm}$  以上とする。

(14) 給水主管埋設時の土砂入替は全面入替とする。

### 3. 施工

開発団地の給水本管及び分岐管の施工は、公道に準じた施工方法とし特に次の事項に注意し施行すること。

- (1) 宅地の区画割に変更のないことを確認すること。
- (2) 分岐管の引込位置は側溝、石積等に長期間消滅しない目印をつけ、後で再現できるようにする。
- (3) 仕切弁、消火栓等は舗装業者と打合せのうえ舗装工事完了後に計画路面高に合わせるように据付けること。
- (4) 直結止水栓は必ずボール式副栓付伸縮止水栓を使用すること。
- (5) コンクリート壁、石積等に露出配管する場合は適切な防寒措置を施すこと。
- (6) 分岐管の引込位置は各区画の入口となる所とする。